

令和 6 年度
狛江市基本計画推進委員会提言書
(案)

狛江市基本計画推進委員会

令和 6 年 9 月

目 次

1. はじめに	1
2. 外部評価の位置付け	2
3. 委員会活動内容	3
4. 評価対象分野及び施策の選定	4
5. 本論	
評価対象施策A 放課後の活動場所の充実	9
評価対象施策B 治水対策の推進	11
狛江市前期基本計画の総括について （令和3年度から令和5年度における提言に対する取組結果等について）	13
SDGsに対する評価	16
6. おわりに	17
7. 狛江市基本計画推進委員会委員名簿	18
8. 参考資料	
市民アンケート調査概要	19
市民アンケート調査結果	20
関係例規	23

1.はじめに

狛江市の外部評価は、平成23年度に導入され、平成25年3月に策定された狛江市後期基本計画（計画期間：平成25～31年度）においても、より効果的な評価となるよう手法や制度を改めながら、狛江市外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）にて実施されてきた。令和2年3月に狛江市前期基本計画（以下、「基本計画」という。）が新たに策定されたことに合わせ、その内容をより効果的なものとするべく、これまで外部評価を担ってきた外部評価委員会から、新たに狛江市基本計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、基本計画の推進を図るため、新たな評価方法が構築されたところである。

新たな評価方法では、従来の評価方法であった事務事業評価から施策評価とし、総合的・大局的に成果を捉え、行政活動の本質的な改善を図ること、また基本計画で掲げる施策指標の推移や、市民アンケート¹による施策の満足度・期待値の結果等の客観的データも活用しながら実効性のある見直しとなるよう行政評価を行うとともに、今後の施策・事務事業へ反映していくため、提言内容については、市民目線という部分を意識しつつ、狛江市が検討すべき事項が明確となるよう、極力、分かりやすい記述に努めたところである。

また、評価の視点としては、第4次基本構想に掲げるまちづくりの視点である「市民参加・市民協働の視点」、「狛江らしさの視点」、質の高い行政運営のための「経営的な視点」に加え、新たに「SDGsの視点」を取り入れ、持続可能な行政運営に向けた提言としたところである。

今年度の外部評価は、これらの点を重視した評価方法に基づき実施したものである。狛江市におかれては、今後の更なる市の発展のため、本提言を真摯に受け止め、施策展開や各取組等に見直しに活用する中で、常に市民の立場に立ち行政運営に尽力いただくことを期待したい。

1 狛江市において毎年4月に実施している市民の各施策における満足度及び市の取組に対する期待値を調査するアンケート（19ページ参考資料「市民アンケート調査概要」参照）

2.外部評価の位置付け

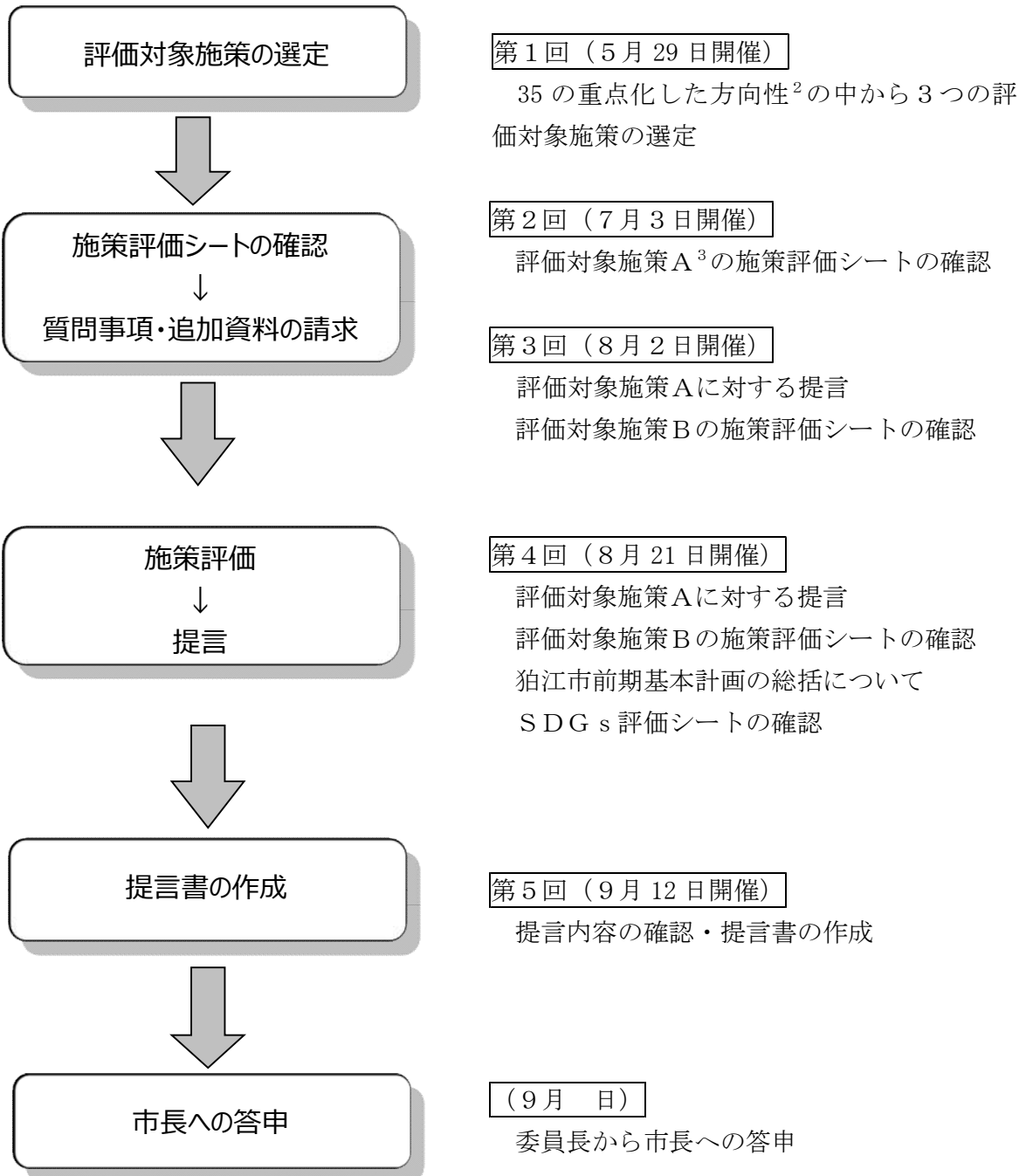
狛江市では、基本計画の推進に向けて市が行った行政活動について、投入コストや得られた成果等を様々な視点から評価することにより、課題を抽出し、次年度以降の予算編成や事業等の見直しに活用することで、行政活動の改善と市政の透明性を確保するために行政評価を実施している。

また、将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、狛江市第6次行財政改革大綱の中で行政自らが評価する「内部評価」と市民側の視点から評価する「外部評価」の2種類の行政評価を通じて、質の高い行政運営を推進していくこととしている。

委員会においては、更なる基本計画の推進を図ることを目的として、市長からの諮問に基づき、基本計画に位置付けられている施策について評価・提言を行うものである。



3.委員会活動内容

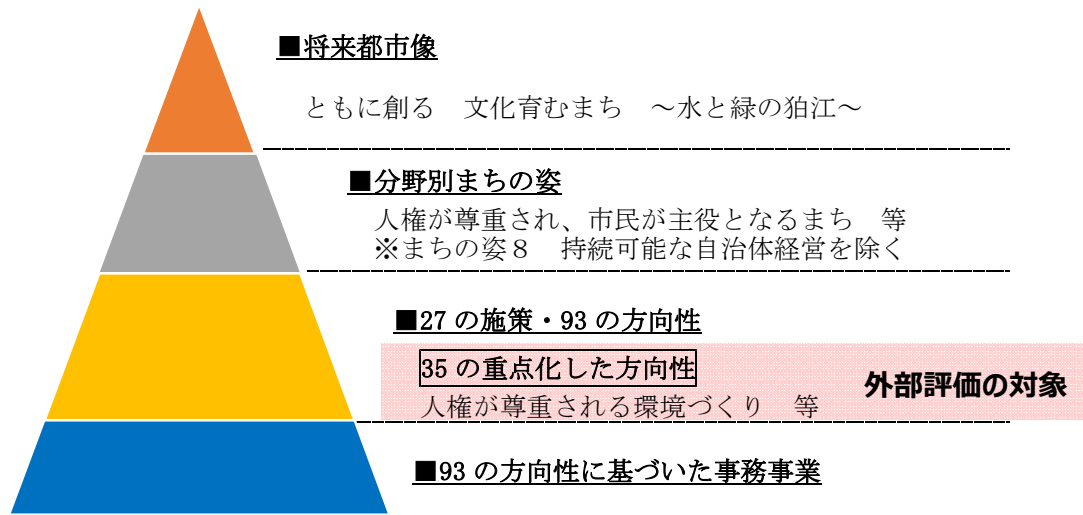


2 35の重点化した方向性については、4～6ページ参照

3 評価対象施策A・Bについては、9～12ページ参照

4. 評価対象分野及び施策の選定

令和6年度の委員会では、基本計画において位置付けている35の重点化した方向性のうち、まちの姿8 持続可能な自治体経営の重点化した方向性と令和3年度、令和4年度及び令和5年度に外部評価を実施した方向性及び教育委員会で評価を実施した方向性を除いた方向性の中から、以下の2つの重点化した方向性を評価対象施策として選定した。それぞれの評価対象施策の詳細な選定理由については、8ページに記載している。



(1) 35の重点化した方向性

まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち	
施策1-① 平和の希求・人権の尊重	方向性2 人権が尊重される環境づくり
施策1-② 市民参加・市民協働の推進	方向性1 まちづくりに参加しやすい仕組みづくり
	方向性3 市民活動支援センター(こまえくぼ1234)を中心とした市民活動の活性化
施策1-③ 市政情報の共有	方向性1 発信力の強化・双方向による共有 <input checked="" type="checkbox"/>
まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち	
施策2-① 防災体制の充実	方向性1 自助・共助活動の促進
	方向性2 防災機能の強化
	方向性3 風水害に対する備えの強化 <input checked="" type="checkbox"/>
施策2-② 防犯対策の強化	方向性2 地域の防犯体制の充実 <input checked="" type="checkbox"/>
まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち	
施策3-① 魅力の創出・向上・発信	方向性2 魅力の向上
施策3-② 地域コミュニティ・都市間交流の推進	方向性1 地域コミュニティ活動の活性化 <input checked="" type="checkbox"/>

施策3-③ 商工業の振興	
方向性1 市内消費の拡大及び商業の活性化	済
施策3-④ 都市農業の推進	
方向性1 ブランド力の向上	
まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち	
施策4-① 地域社会で支える子育て	
方向性1 地域の中でゆるくつながる仕組みづくり	
方向性2 地域で支え合う子ども・子育て支援	済
施策4-② 子どもの居場所づくりと成長の支援	
方向性1 放課後の活動場所の充実	
施策4-③ 妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援	
方向性1 切れ目のない支援体制の確立	済
方向性3 子育て家庭への支援の充実	
方向性4 保育環境の充実	
施策4-④ 学校教育の充実	
方向性1 生きる力をはぐくむ教育の充実	教
まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち	
施策5-① 地域共生社会づくりの推進	
方向性1 地域で支え合う仕組みづくり	済
方向性2 分野横断的な相談支援体制の構築	
方向性3 多職種連携による包括的な支援	
方向性4 社会参加・生きがいづくりの推進	
施策5-② 健康づくりの推進	
方向性1 健康意識の向上と支援	
施策5-③ 高齢者への支援	
方向性2 地域で暮らすための生活支援	済
施策5-④ 障がい者への支援	
方向性1 地域で暮らし続けるための環境整備	
施策5-⑤ 生活困窮者への支援	
方向性3 子どもの貧困の連鎖の防止	済
まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち	
施策6-① 地域における学びの充実	
方向性1 学びの環境づくり	
施策6-② 芸術文化・スポーツの振興	
方向性2 芸術文化活動の推進	
施策6-③ 歴史への理解と継承	
方向性1 歴史の継承と文化財の保存	済
まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち	
施策7-① 水と緑の快適空間づくり	
方向性1 緑の保全・創出	済

方向性3 魅力的な公園の整備・維持管理
施策7-④ 下水道機能の維持・向上
方向性2 治水対策の推進
施策7-⑤ 市街地整備の推進
方向性2 適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保
施策7-⑥ 道路・交通環境の充実
方向性1 都市計画道路等の計画的な整備

済：令和3年度、4年度及び5年度の基本計画推進委員会にて、評価済みの方向性

教：教育委員会による第三者評価（市民を含む。）を外部評価として位置づけている方向性

(2) 令和5年度外部評価として選定した方向性

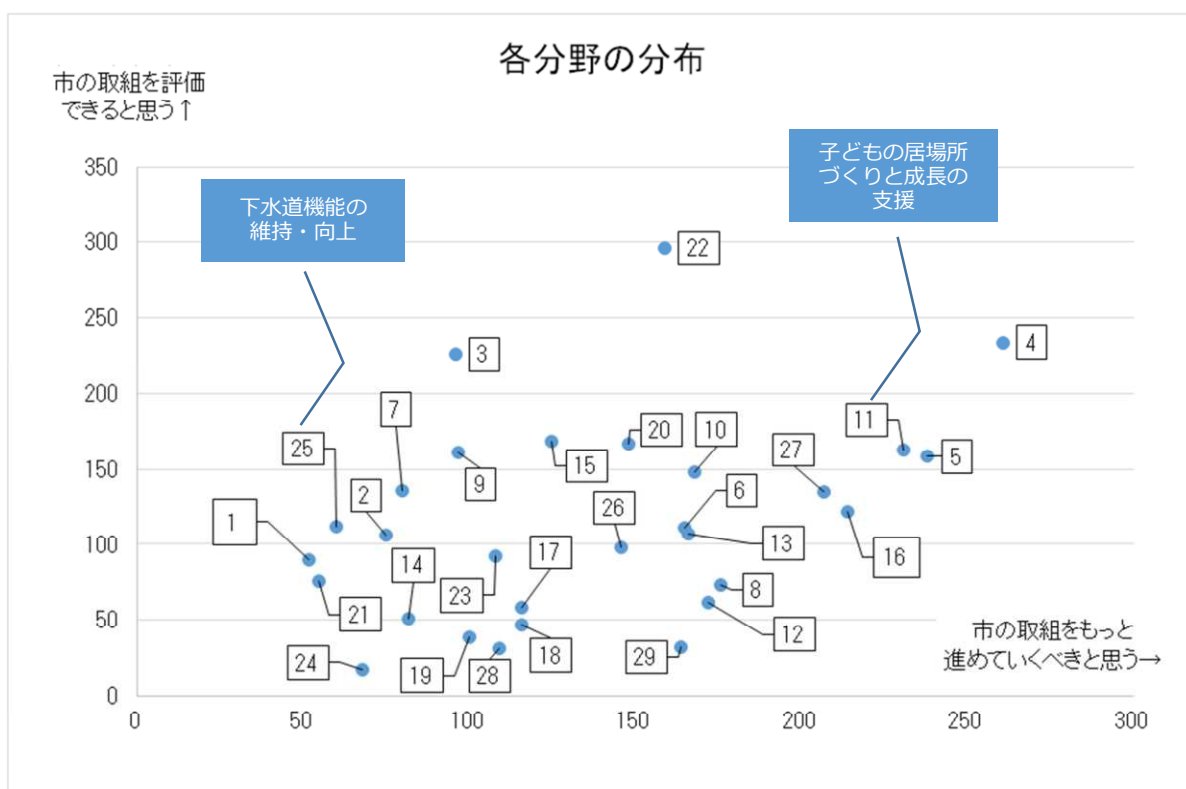
分野別のまちの姿	対象施策（重点化した方向性）	所管部	所管課
まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち	放課後の活動場所の充実	子ども家庭部	児童育成課
まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち	治水対策の推進	総務部	施設課
		環境部	下水道課
		都市建設部	整備課

i 選定に当たっての主な考え方

以下に記載する3点を主な考え方として施策を選定した。

市民アンケートにおける市民の満足度・期待値の調査結果を参考とした選定

委員会の評価におけるポイントの一つに「市民目線による評価」が掲げられている点を踏まえ、狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書（以下、「市民アンケートの調査結果」という。）から市民の狛江市の施策に対する満足度及び期待値を整理し、分析を行い、基本計画に掲げる施策を選考したのち、今回の評価対象施策である重点化した方向性を選定した。



第4次基本構想に掲げる分野別まちの姿を参考とした選定

市民アンケートの調査結果における市民の狛江市の施策に対する満足度及び期待値を参考にしつつ、第4次基本構想に掲げるそれぞれの分野別のまちの姿から選定することで、選定分野のバランスを図った。

社会情勢等を踏まえた施策の選定

社会情勢の変化に伴う市民生活の変化、市民の関心事項等をもとに、施策の選定を行った。

ii 選定理由

■評価対象施策A

分野別のまちの姿	子どもがのびのびと育つまち
担当課	児童育成課
施策（重点化した方向性）	放課後の活動場所の充実

▼施策「子どもの居場所づくりと成長の支援」は、評価を実施していない施策の中で市民アンケートの満足度、期待度ともに高い順位の施策であり、子どもの居場所づくりと成長の支援は、市民にとって身近な問題であるため、放課後の活動場所の現状について確認し、今後のより良い取組につなげるため、「放課後の活動場所の充実」を選定した。

■評価対象施策B

分野別のまちの姿	自然を大切にし、快適に暮らせるまち
担当課	施設課、下水道課、整備課
施策（重点化した方向性）	治水対策の推進

▼市民アンケートの調査結果では、施策「下水道機能の維持・向上」は、満足度、期待度ともに低いが、令和元年東日本台風と同規模の外力（降雨・外水位）や集中豪雨による水害への対応が求められる施策である。本施策に係る取組の現状や今後の対策等について確認するため、「治水対策の推進」を選定した。

5. 本論

委員会では、選定した評価対象施策ごとに、施策に係る取組内容、取組の成果、指標及び決算額を確認し、より良い取組となるよう、提言を行った。

■評価対象施策 A

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿 3	子どもがのびのびと育つまち
施策 3 - ②	子どもの居場所づくりと成長の支援
施策の方向性	放課後の活動場所の充実
概要	▶学童クラブの施設整備を進めるほか、公立学童保育所については、開所時間の延長等、学童保育のサービス拡充に向け、民間委託も含めた公立学童保育所のあり方を検討していきます。施設整備に当たっては、中長期的な視点から将来的な人口減も考慮した上で行います。
現状と課題	▶待機児問題は、保育園のみならず学童クラブにおいても発生しています。学童クラブの需要見込みに対応するため、岩戸児童センター内にある小学生クラブの拡充や、第五小学校放課後クラブ及び KoKoA の移転拡充、北部児童館（こまっこ児童館）内への小学生クラブの新設等を行いました。今後も更なる拡充が求められています。
担当部署	児童育成課
総括	<p>1 総括した成果・課題</p> <p>・学童クラブの施設整備については、待機児対策推進本部における横断的な検討に基づき進めており、平成 31 年度の 13 箇所から令和 5 年度 18 箇所に増加している。入所者数については、施設整備のほか定員の弾力化も図り平成 31 年度 664 人から令和 5 年度 1,006 人に増加している。しかしながら、小学生児童数の増加及び学童クラブ申請児童数の増加に追いつかず、待機児童数は平成 31 年度 76 人から令和 5 年度 124 人に増加している。待機児童については、KoKoA や児童館の自由来館、プレーパークなどを利用いただいている状況であり、特に低学年の学童クラブ需要への対応が課題である。学童クラブの施設整備に当たっては、引き続き待機児対策推進本部において将来的な児童数、学童クラブ需要も踏まえて検討していく。また、学童クラブは、保護者のニーズが高い実施時間の延長等のサービスの拡充や特別な配慮等を必要とする児童の増加等により、支援員の安定的な配置によるきめ細かな対応が求められており、支援員の安定的な配置による円滑な運営と質の確保、開所時間の延長、多様な事業メニューの提供等によるサービスの拡充とともに、待機児対策としての定員の弾力化に対応するため、運営体制を抜本的に見直し、公設公営で運営している「放課後クラブ」を公設民営による「小学生クラブ」に段階的に移行することで、課題の解決を図る。</p> <p>2 まちづくりの視点：狛江らしさを活かす（狛江らしさの視点）</p> <p>・児童館の自由来館や KoKoA、プレーパークは、児童が自由に過ごすことができる居場所として児童の健全育成に寄与している。このような場所が身近な場所として複数存在することは、狛江市のコンパクトシティとしての強みであり、狛江市で安心して子育てを行える一助として機能している。</p> <p>3 まちづくりの視点：お互いを認め支え合い、ともに創る（市民参加と市民協働の視点）</p> <p>・野川えんがわこまちは、子ども・若者が気軽に立ち寄れる地域の居場所として創設されており、子どもたちの放課後の居場所の一つとして機能している。事業の一つとして実施している KoKoA については、児童の安全を見守る安全管理員において、地域の有償ボランティアの方々に協力を得て実施している。また、各 KoKoA のイベントなどにおいて昔遊びや餅つきなど、地域の方々に参加いただきながら、ご協力をいただくことで児童の育成健全に寄与している。</p> <p>4 まちづくりの視点：経営的な視点（最少経費・最大効果の確認）</p> <p>・利用者の多様なニーズにこたえるためには、行政によるサービスの提供だけでは限界があり、保育の質の向上や保育時間の延長を実現するために民間活力を活用したサービスの提供を行っている。今後とも、多様なニーズに効果的なサービスの提供を行っていくために、学童クラブの民営化を検討していく。</p>

委員会からの提言

放課後の活動場所の充実について

学童クラブの待機児童の解消を目指し、施設整備により、学童クラブ数は平成 31 年度の 13 箇所から令和 5 年度は 18 箇所に増加している。また、定員の弾力化により、受入れ人数の拡大にも努めている点は評価できる。

児童数及び想定を上回る学童クラブ申請児童数の増加により、待機児童数は平成 31 年の 76 人から令和 5 年度は 124 人に増加している。待機児童数は増加傾向にあり、特に低学年の学童クラブ需要への対応が課題と考える。引き続き、待機児童の解消を目指し、学童クラブの施設整備、定員増加について、取り組んでいただきたい。将来の少子化・人口減少を踏まえ、今後は計画的な施設整備とともに定員の弾力化等の運用面から待機児童の解消に努めながら、事業の安定的・継続的な運営体制を整えていただきたい。

また、放課後クラブの民営化によりサービスの拡充を図るとの方針であるが、学童クラブは、利用時間や受入れ人数の拡大のほか、遊びや行事等の充実が求められている。

そのため、民営化を行う学童クラブにおいても安定的な運営や保育の質を確保し、児童や保護者が安心して利用できる学童クラブ運営に努めていただきたい。

■評価対象施策B

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿 2	自然を大切にし、快適に暮らせるまち
施策 2 - ②	下水道機能の維持・向上
施策の方向性	治水対策の推進
概要	▶下水道施設が適切に維持管理されるとともに、集中豪雨や地震といった災害への対策が十分に施されており、市民が安全・快適に下水道を利用できています。
現状と課題	▶近年、全国において災害級の集中豪雨が発生しており、令和元年東日本台風（台風第 19 号）では、市内においても浸水被害が発生しました。そのため、引き続き浸水対策を進めるとともに、下水道施設の耐震化を進める等、インフラの強化を図っていく必要があります。 ▶平成 25（2013）年 4 月に狛江市雨水流出抑制施設設置要綱を施行し、治水及び地下水保全等のために、官民の事業を問わず浸透ます等、雨水流出抑制施設の設置を進めていますが、引き続き雨水流出抑制の必要性を周知し、施設の設置を推進していく必要があります。
担当部署	施設課、下水道課、整備課
総括	<p><u>1 総括した成果・課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年東日本台風による被災後は雨水管渠の面整備から多摩川の水位が高くなった際に有効となる施策をハード・ソフト面で集中的に進めるとともに、その他の取組として、雨水浸透ます・貯留タンクの設置助成等も実施している。今後は根本的な解決となるポンプ施設設置を着実に推進していくことが必要である。 ・浸水対策については、再度災害防止の観点から再度災害防止の観点から、令和 4 年度に逆流防止ゲートの設置、樋管の遠隔化等に取り組むとともに、狛江市下水道浸水被害軽減総合計画を策定した。狛江市下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、令和元年東日本台風と同規模の出水に対して浸水を解消する取り組みを進めていく。 ・雨水未整備地区の解消に向け、雨水管渠の整備を進めることが出来た。また、浸水対策として実施している雨水浸透ます設置については、令和 6 年度の目標数の 12,100 基設置を令和 5 年度末の時点で達成したが、引き続き対策を進めていく。 <p><u>2 まちづくりの視点：狛江らしさを活かす（狛江らしさの視点）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川と野川に挟まれた狛江市の特性から、河川の水位に市内の排水機能が左右されることを踏まえた対策を進めていく。 <p><u>3 まちづくりの視点：お互いを認め支え合い、ともに創る（市民参加と市民協働の視点）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地のみで雨水流出抑制対策を完結することは出来ない。狛江市雨水流出抑制施設設置要綱に基づく民間施設等に対する雨水流出抑制施設の設置への働き掛けと助成金を組み合わせ、民間の取組と併せて進めていく。 <p><u>4 まちづくりの視点：経営的な視点（最少経費・最大効果の確認）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水シミュレーションを使用することで、効果的な対策施設を設定している。

委員会からの提言

治水対策の推進について

令和元年東日本台風の台風では、狛江市でも被害が出ており、その対応として再度災害防止の観点から、令和4年度に逆流防止ゲートの設置、樋管の遠隔化等に取り組むとともに、狛江市下水道浸水被害軽減総合計画を策定し、令和元年東日本台風と同規模の降雨による浸水被害軽減対策について重点的に取り組んでいる点は評価できる。

今後も引き続き、浸水対策については、再度災害防止の観点から、令和元年東日本台風と同規模の出水に対して浸水を解消する取り組みを進めていただきたい。

市内の治水安全度を高めるために雨水浸透ますを設置した個人に助成金を交付し、雨水流出抑制施設の設置を推進しているが、制度の認知度が高いとはいえ、申請件数が少ないことは課題である。雨水浸透ます設置の効果を市民に分かりやすく周知し、申請件数の増加に努め、より治水安全度を高めていただきたい。

■ 狛江市前期基本計画の総括について

令和3年度 評価対象施策

対象施策 提言	提言に対する回答（検討事項のみ）	担当課	進捗状況 令和4年度	取組結果 (令和6年3月31日現在)
発信力の強化・双方向による共有				
広報紙に関して				
	費用対効果を踏まえ、引き続き効果的な情報発信方法について検討します。 新規配架先の開拓やより効果的に周知できる仕組みを検討します。	秘書広報室	→ 広報紙の配布先については、費用面、環境への負荷等も考慮した今後の取組だけでなく、新規配架先も含めた発信方法について検討します。	→ 令和4年10月より、狛江市公式LINEアカウントを通じ、約54,441人のお友だち登録者（令和6年3月31日現在）に、広報こまえ発行のお知らせを配信しています。 LINEを活用することで、多くの市民に広報こまえを閲覧できる機会を設けるとともに、効果的な周知・発信を図っています。
	環境広報誌「こまeco通信」においては、令和5年度実施予定の狛江市環境基本計画の進捗状況調査に伴う市民アンケートの中で、認知度についても併せて調査する等、認知度を把握する手法についても検討します。	環境政策課	→ 令和5年度実施予定の狛江市環境基本計画進捗状況調査に伴う市民アンケートの中で、認知度について調査を実施します。	→ 令和5年度の狛江市環境基本計画の改定に伴い実施した市民アンケートにおいて、こまeco通信の認知度を調査しました。アンケートは、無作為抽出した16歳以上の市民1,000人を対象として令和5年7月14日から7月26日まで実施しました。調査の結果、「こまeco通信を読んだことがあるか」という設問に対し、291件の回答の65%が「読んだことがある」と回答しており、一定の認知度があること確認できました。
電子媒体による広報紙の発信に関して				
	市民活動・生活情報誌「わっこ」については、令和4年度に市ホームページへの掲載方法について、電子媒体に全ページ掲載する現在の方法から記事ごとの掲載へ変更することや、各種SNS等による周知を検討します。	政策室	→ 市ホームページへの記事ごとの掲載については、引き続き検討するとともに各種SNS等による周知につきましては、市公式LINEのトップ画面に、他の市情報誌と併せてリンクの掲載をしております。	→ 誌面を4分割してデータを掲載し、内容のインデックスを掲載することにより、情報にアクセスしやすい形で市ホームページに掲載しています。SNS等による周知につきましては、LINEのトップ画面への掲載や、多言語アプリ「カタログポケット」を活用した周知等により、いつでもどこでも気軽にアクセスできる環境を整えています。
連携による情報発信に関して				
	現在、全戸配布していない広報紙については、新聞折込や公共施設、駅等に設置、また、市ホームページ等、様々な電子媒体を介して情報発信し、多くの方々に手に取っていただく、あるいは目に触れるよう工夫をしているところですが、令和4年度以降に、高齢者施設や市内店舗等との連携拡大による設置場所の拡大についても検討していきます。	秘書広報室 学校教育課	→ 広報誌については、多くの世代に向けて情報発信を行うためにデジタルサイネージ等の様々な媒体を活用するだけでなく、民間企業とも連携した情報発信方法についても検討していきます。	→ 狛江市公式LINEアカウントを活用した情報発信を開始し、広報こまえも含めた市政情報を多くの世代に向けて発信しています。 また、熱中症対策や健康増進等に関する記事に関して、市と連携協定を締結している大塚製薬株式会社と協力の上、広報紙に掲載する等の新たな試みも行っています。 教育委員会広報誌「かく☆ちき」については、各学校や公民館、あいびあセンター、駅等に加え、各地域センターや市民活動支援センターへも設置し、地域と連携した情報発信に努めました。
切れ目のない支援体制の確立				
関係機関の連携を通じた体制の構築に関して				
	現在行っている市民参加と市民協働の推進に関する基本条例等の検証の中でそのような課題等も整理した上で、行政に限らず市民が団体を応援する仕組みづくり等、団体の活動の活性化だけでなく、市民の協働意識の醸成にもつながるような仕組みを検討します。	政策室	→ 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例において、これまでは「市民協働」の定義について、市民協働の相手方は、「市と団体」に限定していましたが、令和5年度の改正により、「様々な主体が連携し」という言葉に改めるなど、市民が団体を応援する等の仕組みづくりに必要な整備を進めていきます。	→ こまえぼ1234において、同様の活動を実施している団体同士の情報交換や交流の場を設定しており、団体同士の連携やコーディネートについては、必要に応じて継続的に支援しています。
SDGsに対する評価				
更なるパートナーシップの推進に関して				
	現在行っている市民参加と市民協働の推進に関する基本条例等の検証の中で、より多くの市民、団体、企業の意見をまちづくりへ反映させるための手法等について検討します。	政策室	→ より多くの市民、団体、企業の意見をまちづくりへ反映させるため、SNSを活用したアンケートや情報発信、意見募集を実施するなど市民参加の敷居を低くしていくことにより、様々な主体が連携し交流が促進されるような仕組みづくりに取り組んでいきます。	→ LINE等を活用した情報発信等の実施や、令和5年度より審議会等に市民委員等の候補者として登録させていただく「公募市民委員候補者登録制度」を創設しました。また、団体等との協働による「市民協働事業提案制度」による事業の実施や、こまえぼ1234において、団体同士の連携、交流の場の設定を行いました。

評価対象施策A 風水害に対する備えの強化 提言1 避難所に関して※ 提言2 隣接自治体との災害時相互連携に関して※ 提言3 自助の備えに対する取組に関して※ 提言4 災害対策に係る取組に関して※
--

評価対象施策B 緑の保全・創出 提言1 緑の保全に関して※ 提言2 緑の創出に関して※ 提言3 市民団体等への支援に関して※
--

評価対象施策C 発信力の強化・双方向による共有※ 提言1 広報紙に関して 提言2 電子媒体による広報紙の発信に関して 提言3 連携による情報発信に関して 提言4 新たな情報発信ツールの活用※
--

評価対象施策D 切れ目のない支援体制の確立 提言1 関係機関の連携を通じた体制の構築に関して 提言2 相談しやすい環境づくりに関して※ 提言3 子どもの相談窓口に関して※

評価対象施策E 子どもの貧困の連鎖の防止 提言1 生活困窮世帯への支援に関して※ 提言2 連携による取組の拡充に関して※

SDGsに対する評価 提言1 SDGsに対する知識の底上げと市職員の意識の醸成に関して※ 提言2 更なるパートナーシップの推進に関して 提言3 SDGsと事務事業の関係性に関して※
--

※「令和3年度狛江市基本計画推進委員会からの提言に対する取組・検討結果報告書」に取組内容を記載済の項目

令和4年度 評価対象施策

対象施策 提言	提言に対する回答 (検討事項のみ)	担当課	進捗状況 R 5	取組結果 (令和6年6月30日現在)
歴史の継承と文化財の保存				
歴史と文化の関心と愛着に関して				
	市の歴史や文化財を身近に感じるための核となる拠点を整備し、市内に点在する狛江ならではの資源をつなぐことで、まちを探索するような仕組みを創出し、まち全体で狛江の歴史を体感できる取組を検討していきます。	社会教育課	文化財や歴史資料等の保管・活用施設について検討するため、庁内検討委員会を設置し、展示等を含めた活用施設については、同検討委員会で議論を進めていくことになったほか、市内の古墳を巡るウォークラリーのパンフレット「歩こう！狛江の古墳」を引き続き頒布するとともに、古墳公園への道しるべとなる誘導表示板の設置を進めました。	文化財や歴史資料等の保管・活用施設の検討については、庁内検討委員会において中間報告を取りまとめ、令和6年度から保管施設の設計に着手したほか、市内の古墳を巡るウォークラリーのパンフレット「歩こう！狛江の古墳」を引き続き頒布するとともに、これまでに猪方小川塚古墳、亀塚古墳公園、土屋塚古墳公園への誘導表示板の設置を進めました。
市内消費の拡大及び商業の活性化				
優位性の活用に関して				
	各種イベントを通じて市内の店舗等を回遊する仕組みを構築する等、市内の事業所や商店会等と連携し、魅力あるイベント企画を検討するとともに、市内消費の拡大に向けた取組を進めています。	地域活性課	狛江・多摩川火花大会をはじめ、各種イベントを実施する際には、市内事業所等を中心に出店をいただく等、イベントを契機とした市内消費の拡大に努めました。また、市内商店街等の協力のもと、市内事業所回遊事業について検討し、今後の事業化に向けて調整を行っています。	市内で開催する各種イベントには、引き続き、市内事業所等を中心に出店いただくことで、店舗等の認知度拡大を図ったほか、令和6年度には狛江元気わくわく事業として「商店街PINSラリー」を実施し、市内の商店街を回遊しながら地元商店街への愛着形成と店舗等の認知度を高める取組を行う予定です。
評価対象施策 A 歴史の継承と文化財の保存 提言 1 情報発信に関して※ 提言 2 歴史と文化の関心と愛着に関して			評価対象施策 D 地域で支え合う仕組みづくり 提言 1 重層的なセーフティネットに関して※ 提言 2 他機関との連携に関して※ 提言 3 民間企業等からの相談に関して※	
評価対象施策 B 市内消費の拡大及び商業の活性化 提言 1 情報発信に関して※ 提言 2 優位性の活用に関して 提言 3 にぎわいの創出に関して※			SDGs に対する評価 提言 1 SDGs の指標 (地方創生 SDGs ローカル指標) からの視点※ 提言 2 SDGs の 17 ゴールに係る分野からの視点※	
評価対象施策 C 地域で支え合う子ども・子育て支援 提言 1 小・中学生に対する取組に関して※ 提言 2 子育て関連団体に対する支援に関して※ 提言 3 相談事業の評価に関して※			※「令和4年度狛江市基本計画推進委員会からの提言に対する取組・検討結果報告書」に取組内容を記載済の項目	

令和5年度 評価対象施策

対象施策 提言	提言に対する回答 (検討事項のみ)	担当課	進捗状況 (令和6年6月30日現在)
地域コミュニティ活動の活性化			
町会・自治会への加入及び活動について			
	働き世代や未加入者が町会・自治会活動に参加しやすくなるよう、ICT の活用による情報発信など、時代に合わせた町会・自治会の運営方法をともに考え、その支援方法について検討します。	地域活性課	子育てをしながら働いている世代をターゲットとして「緊急時に頼りになる町会・自治会」というコンセプトで新たにチラシを作成し、市民課窓口や市内不動産会社等で配布しています。また、町会・自治会運営のサポートの一環として町会・自治会の活動の活性化やデジタル活用の推進をテーマとした講演会を継続的に実施しました。
地域で暮らすための生活支援			
多職種連携について			
	医療・介護関係機関向けの講演会、研修会等について、基調講演及びグループワークの事例を検討するとともに、関係機関における各専門職間の連携強化を図ります。	高齢障がい課	狛江市医師会・狛江市歯科医師会・狛江市薬剤師会、東京慈恵会医科大学附属第三病院、介護関係者、障がい関係者等が集い、医療・介護・障がい分野の連携について多職種連携研修会を1回開催(参加者:49人)、基調講演及びグループワークの事例検討を行ったことにより、多職種間の連携を深めるとともに課題共有を図ることができました。
評価対象施策 A 地域コミュニティ活動の活性化 提言 1 町会・自治会への加入及び活動について 提言 2 市民活動支援センターの取組について※			SDGs に対する評価 提言 1 SDGs の目標達成からの視点※ 提言 2 SDGs の 17 ゴールと狛江市のSDGsへの取組からの視点※
評価対象施策 B 地域の防犯体制の充実 提言 1 体感治安の向上について※ 提言 2 特殊詐欺対策・防犯カメラについて※ 提言 3 公園・道路の防犯施策について※			
評価対象施策 C 地域で暮らすための生活支援 提言 1 地域と連携した支援体制について※ 提言 2 多職種連携について 提言 3 高齢者の見守り体制について※			※「令和5年度狛江市基本計画推進委員会からの提言に対する取組・検討結果報告書」に取組内容を記載済の項目

委員会からの提言

令和3年度から令和5年度における提言に対する取組結果等について


前期基本計画の推進のため、13の評価対象施策について、令和3年度より今後の施策・事務事業へ反映するよう本委員会より提言を行ってきたところである。本委員会から提言を受けて各課で検討するとした事項について、いずれも具体的な取組を実施し、施策の推進に努めた事は評価できる。


引き続き、外部評価の趣旨を十分に理解いただくとともに、市民からの声として挙げさせていただいた提言内容を有効に活用し、市民の意見を取組に反映することにより、施策の更なる推進を図っていただきたい。

また、取組の実施に際しては、前例踏襲の手法のみならず、課題及び手法をその都度整理し、検証を行う等、取組の改善のための見直しを行っていただきたい。各取組の検証に当たっては、「市民の視点に立つ」「サービスの質の向上」といった側面を忘れることなく、着実かつ組織的な対応をしていただきたい。

■ SDG s に対する評価

SDG s 評価シート（一部抜粋）

SDG s	 3 健康と福祉 すべての人に健康と福祉						
	目標	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する					
狛江市の関連施策	・放課後の活動場所の充実						
狛江市の取組	①学童クラブ設置数						
		H31	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
	設置数	13	15	17	17	18	↗
狛江市の取組	②学童クラブ入所者数						
		H31	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
	受入れ人数	664	748	865	949	1,006	↗
総括	・学童クラブは、家庭での保護育成にあたることができない世帯に向けた子どもの居場所であり、狛江市で安心して子育てを行える一助として機能している。施設数の増加、定員の拡大により「放課後の活動場所の充実」に努めている。放課後の時間を過ごす学童クラブ・児童館などにおいて、児童が安心して過ごせる居場所として、子どもたちへ遊びや安全管理・生活指導や余暇指導を行うことで、子どもたちの健全育成に寄与している。						

SDG s	 11 住み続けられるまちづくりを						
	目標	包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。					
狛江市の関連施策	・治水対策の推進						
狛江市の取組	雨水管渠の整備率						
		H31	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
	整備率	77.8	78.0	78.0	78.0	78.0	↗
総括	・令和元年東日本台風による被災後は雨水管渠の面整備から多摩川の水位が高くなった際に有効となる施策をハード・ソフト面で集中的に進めた。 ・戦後最大規模の降雨となった令和元年東日本台風は、昭和 49 年多摩川決壊時の降雨のように降雨のピークと河川水位のピークは異なるという従前の前提を覆すものとなった。このような気候変動によって生じる影響に対しても対応できるよう対策を進めていく。						

委員会からの提言

SDG s の理念を踏まえた事業成果について

基本計画の推進のため、SDG s の理念を踏まえ市民参加・市民協働により地域課題の解決を一層推進していただくとともに、再度災害を防止するため激甚化・頻発化した豪雨に対する浸水対策に取り組み、引き続き市民の安全の確保に努めていただきたい。

6.おわりに

昨年度に引き続き、基本計画の推進を図るため、委員全員が本制度の主旨を理解した上で積極的に意見交換を行い、本提言書の作成に至ったところである。

各施策における提言については先述のとおりであるが、従来の公共サービスの提供手法だけでなく、経営的な視点や市民参加・市民協働の視点を念頭に置いた上で柔軟かつ分野横断的に施策を推進していただきたい。

また、少子高齢化が進むだけでなく、新たな社会の流れに即した行政運営が必要となり、施策に係る取組についてもアウトカム指標の活用や政策目的を明確化した上で合理的根拠に基づくものとする EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の視点が重要となり、課題及び手法をその都度整理し、検証を行う等、取組の改善のための見直しを行っていただき、着実かつ組織的な対応をしていただきたい。

最後に、市は当委員会の提言の内容を真摯に受け止め、第4次基本構想に掲げる市の将来都市像「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」実現のため、積極的に活用いただくとともに、まちづくりを推進していく上での一助になれば幸いである。

7. 狛江市基本計画推進委員会委員名簿

役職	選出区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	福島 康仁	日本大学法学部教授
副委員長	識見を有する者	上田 英司	認定特定非営利活動法人日本NPOセンター事務局次長
委員	学識経験者	村上 裕章	成城大学法学部教授
	公募市民	河内 広樹	
		佐藤 慶	
		佐藤 淳哉	
		名古屋 信夫	
		水谷 成江	
	市職員	高橋 良典	企画財政部長

(敬称略)

8. 参考資料

■ 市民アンケート調査概要

- ① 調査対象 住民基本台帳に登録されている市民のうち、令和6年4月1日現在で満18歳以上の者から無作為に抽出した2,500人
- ② 調査期間 令和6年4月12日から令和6年5月2日まで（21日間）
- ③ 調査方法 郵送配布、郵送回収・Web回答併用
- ④ 調査結果 回収数…998通（回収率39.9%）
- ⑤ 設問内容 調査票に記載された施策のうち、市の取組を評価できるもの、市の取組をもっと進めていくべき施策をそれぞれ5つ選択していただいた。

◇ 調査票

● 狛江市の取組に対する評価についてお聞きします。

問 35 1. 市の取組を評価できると思う施策を下記の施策一覧表の中から5個選

択し、

数字を記入してください。

	1つ目	2つ目	3つ目	4つ目	5つ目
市の取組を評価できると思う施策					

2. 市の取組をもっと進めていくべきと思う施策を下記の施策一覧表の中か

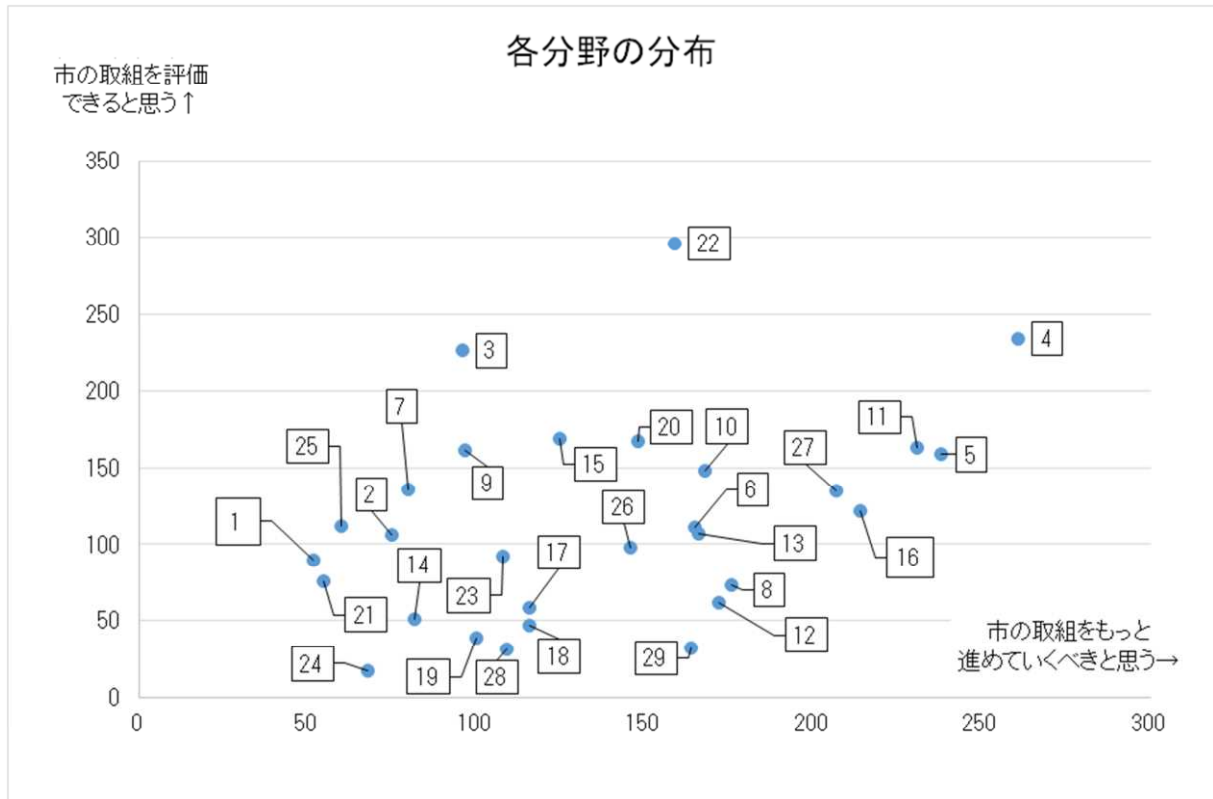
ら5個選択し、数字を記入してください。

	1つ目	2つ目	3つ目	4つ目	5つ目
市の取組をもっと進めていくべきと思う施策					

施策一覧表	
① 平和の希求・人権の尊重	⑩ 高齢者への支援
② 市民参加・市民協働の推進	⑪ 障がい者への支援
③ 市政情報の共有	⑫ 生活困窮者への支援
④ 防災体制の充実	⑬ 地域における学びの充実
⑤ 防犯体制の強化	⑭ 芸術文化・スポーツの振興
⑥ 魅力の創出・向上・発信	⑮ 歴史への理解と継承
⑦ 地域コミュニティ・都市間交流の推進	⑯ 水と緑の快適空間づくり
⑧ 商工業の振興	⑰ 都市環境の確保
⑨ 都市農業の推進	⑱ 循環型社会の推進
⑩ 地域社会で支える子育て	⑲ 下水道機能の維持・向上
⑪ 子どもの居場所づくりと成長の支援	⑳ 市街地整備の推進
⑫ 妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援	㉑ 道路・交通環境の充実
⑬ 学校教育の充実	㉒ 質の高い行政運営の推進
⑭ 地域共生社会づくりの推進	㉓ 持続可能な財政運営の推進
⑮ 健康づくりの推進	㉔ 組織づくり・人財育成の推進

■ 市民アンケート調査結果

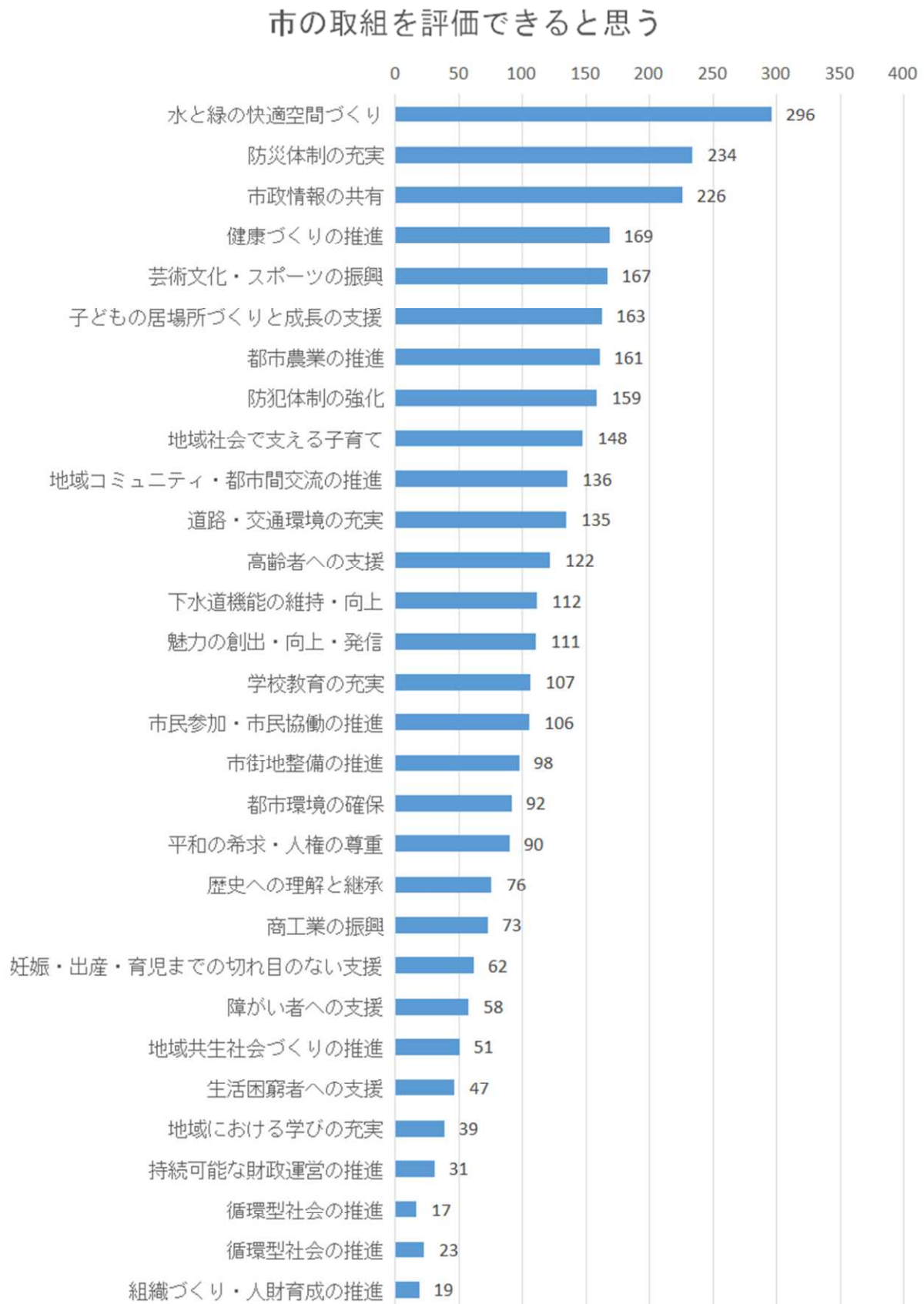
i) 各分野の満足度・期待値の分布



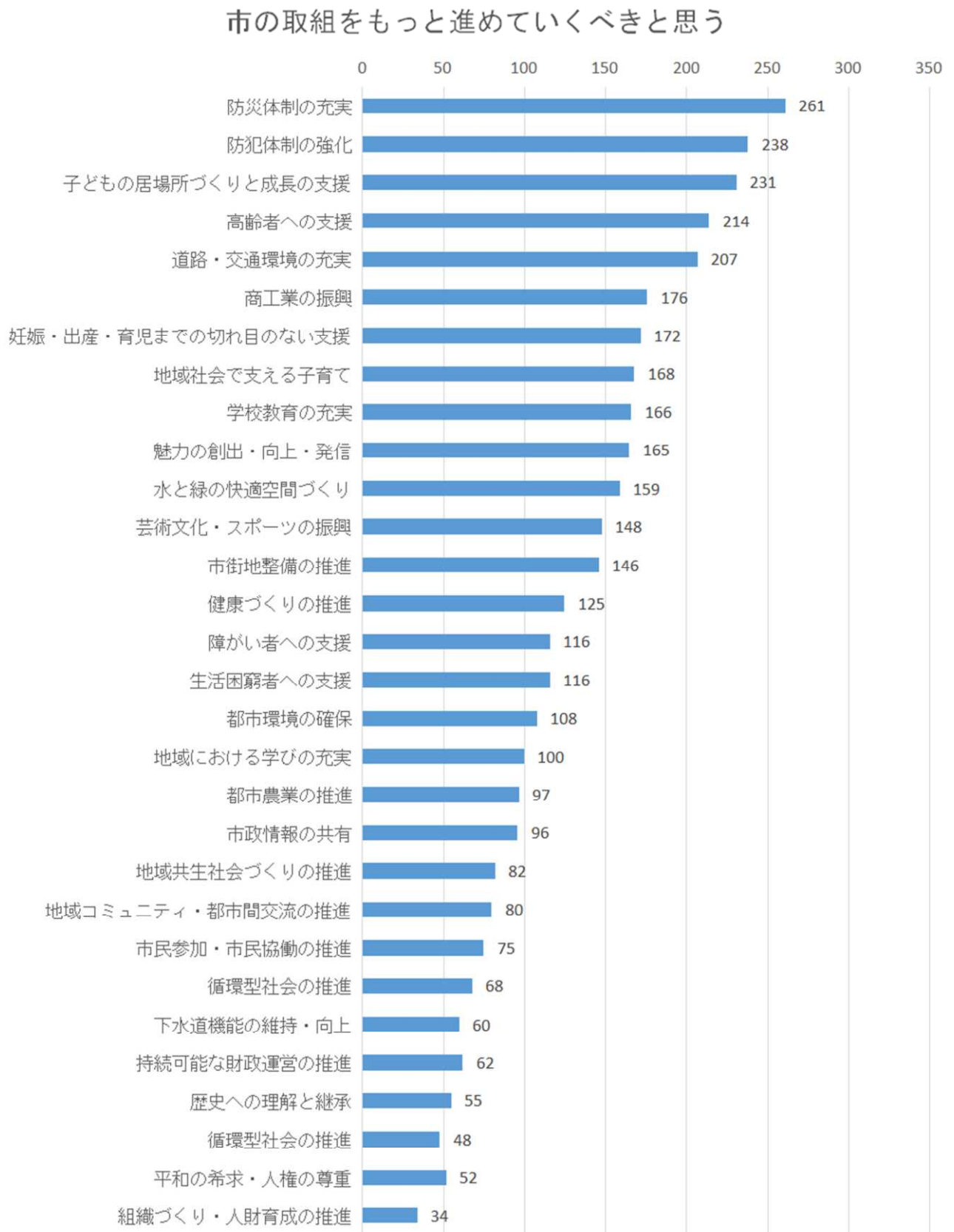
No.	施策	No.	施策	No.	施策
1	平和の希求・人権の尊重	11	子どもの居場所づくりと成長の支援	21	歴史への理解と継承
2	市民参加・市民協働の推進	12	妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援	22	水と緑の快適空間づくり
3	市政情報の共有	13	学校教育の充実	23	都市環境の確保
4	防災体制の充実	14	地域共生社会づくりの推進	24	循環型社会の推進
5	防犯体制の強化	15	健康づくりの推進	25	下水道機能の維持・向上
6	魅力の創出・向上・発信	16	高齢者への支援	26	市街地整備の推進
7	地域コミュニティ・都市間交流の推進	17	障がい者への支援	27	道路・交通環境の充実
8	商工業の振興	18	生活困窮者への支援	28	質の高い行政運営の推進
9	都市農業の推進	19	地域における学びの充実	29	持続可能な財政運営の推進
10	地域社会で支える子育て	20	芸術文化・スポーツの振興	30	組織づくり・大財育成の推進

※網掛け部分（No.28～No.30）については、まちの姿8（狛江市行財政改革大綱）の施策になるため、基本計画推進委員会の評価対象外とします。

ii) 市の取組を評価できると思う施策（満足度）



iii) 市の取組をもっと進めていくべきと思う施策（期待値）



■ 関係例規

○狛江市附属機関の設置に関する条例

平成25年 3 月29日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

2 執行機関は、前項に規定するもののほか、規則に定めるところにより臨時に、期間を定めて附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第 3 条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成27年 3 月27日条例第 6 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成30年 3 月30日条例第 1 号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月30日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表（第 2 条，第 3 条関係）

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	基本計画推進委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 (1) 基本計画の推進に関すること。 (2) 基本計画の進捗管理に関すること。 (3) その他市長が必要と認める事項

○狛江市基本計画推進委員会の運営に関する規則

令和3年3月31日規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）別表に規定する基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 公募市民 5人以内
- (4) 市職員 1人

(任期)

第3条 委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(狛江市外部評価委員会運営規則の廃止)

- 2 狛江市外部評価委員会運営規則（平成25年規則第16号）は、廃止する。